

## 2 中小企業金融対策事業

### (1) 令和6年度の融資制度一覧

制度名	融資対象	資金用途
小口資金特別保証融資	弘前市に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、かつ中小企業信用保険法対象業種を行う者であること。  ※同一年度内に小口資金特別保証融資制度と小口零細企業特別保証融資制度の併用はできません。	運転資金 設備資金
小口零細企業特別保証融資	① 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業の場合は5人)以下の会社及び個人であって特定事業(農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種)を行うもの ② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数(宿泊業又は娯楽業の場合は20人)以下であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行うもの ④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの ⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの	運転資金 設備資金
事業活性化資金特別保証融資	弘前市に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、かつ中小企業信用保険法対象業種を行う者であること。	運転資金 設備資金
商業近代化資金	市内で卸・小売業及びサービス業等を営み、又は営もうとする中小企業者及び商店街振興組合等	店舗の新築及び増改築(これに伴う土地購入費及び運転資金を含む)、情報機器等の導入、ショッピングセンター等への出店に要する資金、ショッピングセンター等の運営に要する資金等
工場・IT整備資金	次のいずれかに該当するもの ① 製造業を営む者 ② 市の重点産業分野(食産業、精密産業、アパレル産業、健康医療関連産業、IT関連産業)に属する事業を営む者	工場等の新設、増設(機械設備購入を含む)若しくは取得、又は環境対策のための施設若しくは設備の設置に要する資金
協同組合・地場産業等振興資金	中小企業組合及び組合員	運転資金 設備資金

【取扱金融機関】青森みちのく銀行、秋田銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫、青森県信用組合

- ◎ 融資条件等については、弘前市商工労政課、各取扱金融機関へお問い合わせください。
- ◎ 融資実施期間内であっても、市が要綱で別途定める融資総額に達した場合は新規融資の受付を終了する場合があります。
- ◎ 商業近代化資金融資条件の特例
  - ① 卸売業、小売業及びサービス業並びに市長が特に認める事業を営む中小企業者が、高度化資金の貸付の決定に基づく改築を行う場合で、市長が適当と認めたもの
  - ② 中心市街地区域の商店街振興組合が、高度化資金の貸付けを受けずに行う商店街の共同施設を設置する
  - ③ 中心市街地区域における有効事業として、市長が適当と認めたもの
  - ④ ①～③以外で、中心市街地区域において、魅力ある商店街形成に資する事業として弘前商工会議所の

融資限度額	利率及び利子	保証料率及び保証料	期間	担保	保証人	申込先
1,700万円	年率1.9%以内	9段階の保証料率 (市が全額補助)	7年以内 (運転は含6か月以内、設備は含1年以内の据置)	必要に応じて 徴求	原則として法人の 代表者以外は不要	取扱金融機関*信 用保証協会
1,250万円	年率1.9%以内	9段階の保証料率 (市が全額補助)	7年以内 (運転は含6か月以内、設備は含1年以内の据置)	原則として 無担保	原則として法人の 代表者以外は不要	取扱金融機関*信 用保証協会
2,000万円	年率2.1%以内	9段階の保証料率 (市が全額補助)	10年以内 (運転は含6か月以内、設備は含1年以内の据置)	必要に応じて 徴求	原則として法人の 代表者以外は不要	取扱金融機関*信 用保証協会
1企業 3,000万円 1商店街振興組合等 7,000万円 ※融資対象となる事業 が地域の商業力の強化 や魅力ある商店街の形 成に極めて有効である として市長が認めたもの (以下「有効事業」) は1億円 ⇒ 表外参照	長期プライムレート から1.5%優遇した利 率以内 (上記により算出 した利率が0.9%を下回 る場合は0.9%とす る) ※融資条件の特例に 該当する場合は、 0.9%とし、市が全額 負担		10年以内(含1年以 内の据置) ※有効事業は 15年以内(含2年 以内の据置)	必要に応じて 徴求	金融機関所定	青森みちのく銀行 東奥信用金庫
5,000万円 (ただし、中小企 業設備近代化資金 を併用する場合 は、整備に必要な 金額から除く)	長期プライムレート から1.5%優遇した利 率以内 (ただし、上記によ り算出した利率が 0.9%を下回る場合は 0.9%とする)		15年以内 (含2年以内の据置)	必要に応じて 徴求	金融機関所定	青森みちのく銀行 東奥信用金庫 青い森信用金庫
商工中金 所定の金額	商工中金 所定利率		運転10年以内 設備15年以内	必要に応じて 徴求	必要に応じて 徴求	直接貸付: 商工中金青森支店 代理貸付: 青森県信用組合

けを受けずに弘前広域都市計画地区計画（中心市街地区域内に限る。）

る場合で、市長が適當と認めたもの

推薦を受け、市長が適當と認めたもの

(2) 融資制度年度別利用状況（令和7年3月現在）

制度名		小口資金 特別保証融資	小口零細企業 特別保証融資	事業活性化資金 特別保証融資	協同組合・地場 産業等振興資金
項目	(年度)				
預託額 (千円)	2	274,400	80,000	286,000	310,000
	3	274,400	80,000	286,000	310,000
	4	274,400	80,000	286,000	310,000
	5	274,400	80,000	286,000	310,000
	6	274,400	80,000	286,000	310,000
融資枠 (千円)	2	1,646,400	480,000	2,002,000	4,960,000
	3	1,646,400	480,000	2,002,000	4,960,000
	4	1,646,400	480,000	2,002,000	4,960,000
	5	1,646,400	480,000	2,002,000	4,960,000
	6	1,646,400	480,000	2,002,000	4,960,000
件数 (件)	2	787 (うち特別小口枠651)	47	99	245
	3	477 (うち特別小口枠302)	37	102	215
	4	498 (うち特別小口枠300)	45	128	185
	5	249	102	139	173
	6	241	77	140	184
年度中貸付	2	2,641,070 (うち特別小口枠 1,796,680)	241,860	1,189,017	15,962,120
	3	2,234,008 (うち特別小口枠 1,090,518)	115,626	1,266,509	14,037,573
	4	2,713,926 (うち特別小口枠 1,472,116)	150,864	1,522,180	12,013,793
	5	1,674,550	284,792	1,867,165	9,768,088
	6	1,640,220	211,055	1,770,756	11,826,250
対前年比 (金額ベース) (%)	2	190	78	58	104
	3	85	48	107	88
	4	187	131	120	86
	5	62	189	123	81
	6	98	74	95	121
1件当たり金額 (千円)	2	3,356 (特別小口枠2,760)	5,146	12,010	65,152
	3	4,683 (特別小口枠3,611)	3,125	12,417	65,291
	4	5,246 (特別小口枠4,907)	3,353	11,892	64,939
	5	6,725	2,792	13,433	56,463
	6	6,806	2,741	12,648	64,273

商業近代化 資 金	工場・I T 整備資金	合 計
205,000	100,000	1,255,400
190,000	100,000	1,240,400
224,000	0	1,174,400
192,000	0	1,142,400
192,000	0	1,142,400
270,000	200,000	9,558,400
270,000	200,000	9,558,400
270,000	200,000	9,558,400
270,000	200,000	9,558,400
270,000	200,000	9,558,400
1	0	1,179
1	0	832
1	0	857
1	0	664
0	0	642
70,000	0	20,104,067
15,000	0	17,668,716
5,000	0	16,405,763
1,200	0	13,595,795
0	0	15,448,281
217	0	105
21	0	88
33	0	93
24	0	83
0	0	114
70,000	0	17,052
15,000	0	21,236
5,000	0	19,143
1,200	0	20,476
0	0	24,063